

医療安全全国共同行動全国フォーラム 歯科診療所における感染予防対策

平成25年11月22日(金)

日本歯科医師会歯科医療安全対策委員会委員
神奈川県歯科医師会理事

片山 繁樹

はじめに

院内感染予防に関する歯科診療の問題点

1. 抜歯に限らず、スケーリング、切削処置など
多くの処置が出血を伴う観血処置である。
(恐らく70%以上)
2. 一般外科では、手術に伴って術前検査で、B型肝炎、
HIVなどをチェックできるが、歯科では一般的でない。
3. 患者は自分の病気や感染症について話したがない。

本日の内容

- 1) 歯科診療所で行われているいろいろな治療
- 2) エアタービンによる飛沫汚染
- 3) 小規模な無床歯科診療所用
「医療安全管理指針・医療安全管理マニュアル
～指針・各種マニュアル～」
- 4) 医療安全に関する設備と歯科外来診療環境体制に対する評価
- 5) 神奈川県歯での取り組み
「歯科診療における院内感染予防15項目」

1) 歯科診療所で行われているいろいろな治療

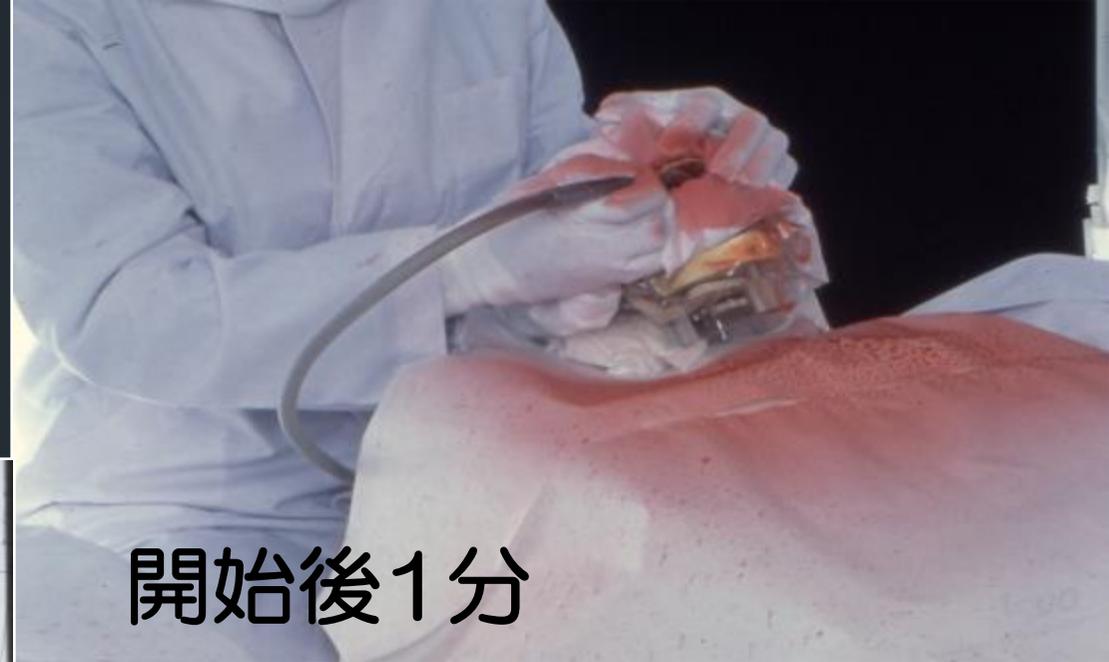


(昭和大学歯学部総合診療歯科・歯周病学講座・インプラントセンター提供)

2) エアタービン

による飛沫汚染

吸引無し



開始後1分



開始後30秒

水流中に歯垢染色剤を
入れ窩洞形成



開始後2分

エアタービン

による飛沫汚染

水流中に歯垢染色剤を
入れ窩洞形成



口腔内吸引のみ
術後 2分



上手な吸引は飛沫汚染
を十分に予防することが
出来る

口腔内および口腔外吸引の
併用 術後 2分

3) 小規模な無床歯科診療所用 医療安全管理指針・医療安全管理マニュアル ～指針・各種マニュアル～

小規模な無床歯科診療所用
「医療安全管理指針、医療安全管理マニュアル」
～指針・各種マニュアル～

平成19年9月

歯科医院名: _____



神奈川県歯科医師会監修

神奈川県歯科医師会作成
医療安全管理指針、医療安全管理マニュアル

平成19年9月



神奈川県歯科医師会

神奈川県歯科医師会

歯科診療所（無床診療所）における医療安全対策早見表

区分	指針等の整備	医療安全ミーティングの開催	責任者の設置	従業者に対する研修の実施	改善のための措置など
安全管理のための体制	医療安全管理指針	○	医療安全管理者 ※1	年2回程度 ※2 ※3	事故報告等の改善のための方策 ☆医療事故防止マニュアル ☆緊急時対応マニュアル
院内感染対策のための体制の確保に係る措置	院内感染対策指針	○	—	年2回程度 ※2 ※3	感染症発生状況など改善のための方策 ☆院内感染防止マニュアル
医薬品に係る安全確保のための体制の確保に係る措置	医薬品業務手順書	○	医薬品安全管理責任者 ※1	必要に応じて ※3	手順書に基づく業務の実施情報収集及び改善のための方策 ☆医薬品管理簿
医療機器に係る安全確保のための体制の確保に係る措置	医療機器保守・点検計画 ※4	○	医療機器安全管理責任者 ※1	新しい医療機器導入時	医療機器の適正使用・保守点検・情報管理等の包括的管理

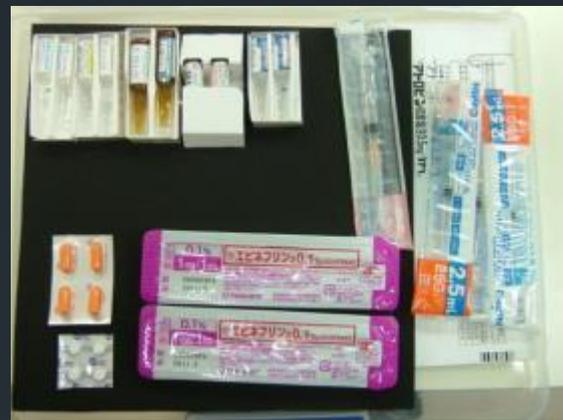
※1：厚生労働省医政局長通知（平成18年3月30日付・医政発第0330012号）で定める常勤の医療従事者（院長の兼任可）

※2：診療所外での研修可

※3：他の研修と併せて実施可

※4：保守点検計画・記録作成が必要な医療機器とは、生命維持装置等（人工心肺装置等）の医療機器7種。他の医療機器に関しては、必要に応じて適宜保守点検及び計画の作成を行う。

4) 医療安全に関する設備等



歯科外来診療環境体制に対する評価 (初診時28点加算・再診時2点加算)

10

1. 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師 1名以上
2. 歯科衛生士 1名以上
3. AED・パルスオキシメーター・酸素・血圧計・救急蘇生セット・歯科用吸引装置
4. 偶発症等緊急時の連携体制
5. 機器の患者ごとの交換、滅菌処理の徹底等十分な感染症対策
6. 院内掲示

5) 神奈川県歯での取り組み

「歯科診療における院内感染予防15項目」

患者に見える院内感染予防に取り組もう

～歯科診療における院内感染予防15項目～

(改訂版)

神奈川県歯科医師会

⑤ 汚染されていないものに触れるときは、グローブを外しましょう

☞ 汚染が広がらないように、グローブ着用のままあちこち触らない
日常診療で普通に行われている行為であり、医療以前の問題です

➤ 手袋をしたままあちこち触ってはいけません

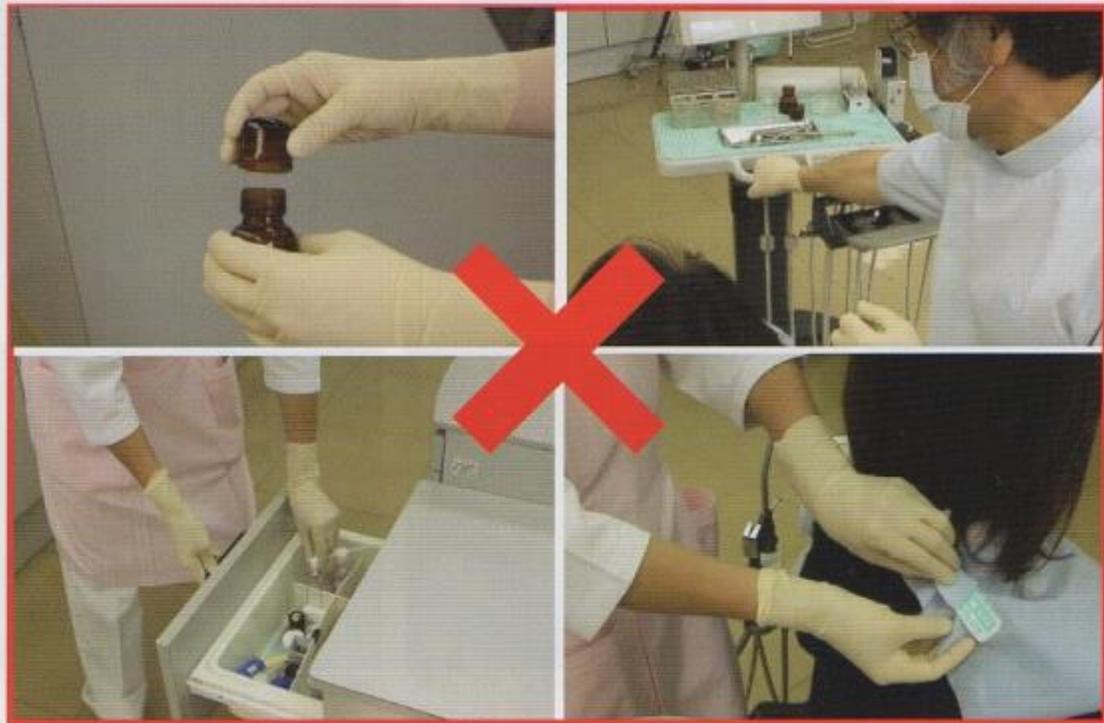


図 1
a | b
c | d

歯科診療における院内感染予防15項目

12

1. 患者には、治療前にうがい薬でうがいをしてもらいましょう
2. 血液、すべての体液、分泌物などに触れたら、必ず手を洗いましょう
3. 自分の健康は自分で守りましょう
4. 治療時には、グローブ、マスク、メガネもしくはゴーグルを着用しましょう
5. 汚染されていないものに触れるときは、グローブを外しましょう
6. 使用した器材は、患者ごとに取り換えましょう
7. 使用した器材は水洗い・洗浄後オートクレーブやガスで滅菌するか、薬液で消毒を行いましょう
8. 消毒剤の濃度と作用時間を守り、保管、廃棄を確実に行いましょう
9. ティスポーザブル製品のあるものは、できる限り使用しましょう
10. ラバーダムの使用を励行しましょう
11. 歯科用注射針は、原則としてリキャップしません。リキャップする場合は片手法で行いましょう
12. 針刺し、切傷事故への対応は、平素から確認しましょう
13. 印象を取った材料は、石膏を注入する前に、水洗するか、薬液で消毒し、汚染物を素早く除去しましょう
14. 医療廃棄物は、感染性廃棄物と非感染性廃棄物に大別し、法で定められた方法で処理しましょう
15. 文書化された院内感染予防の手引書を診療室内に常備しましょう

1. 患者には、治療前にうがい薬で ブクブクうがいをしてもらいましょう

13

イソジン®で30秒間うがい



口腔前庭、歯肉頬移行部および歯間部に到達するように強くうがいする

(神奈川歯科大学・池田正一客員教授提供)

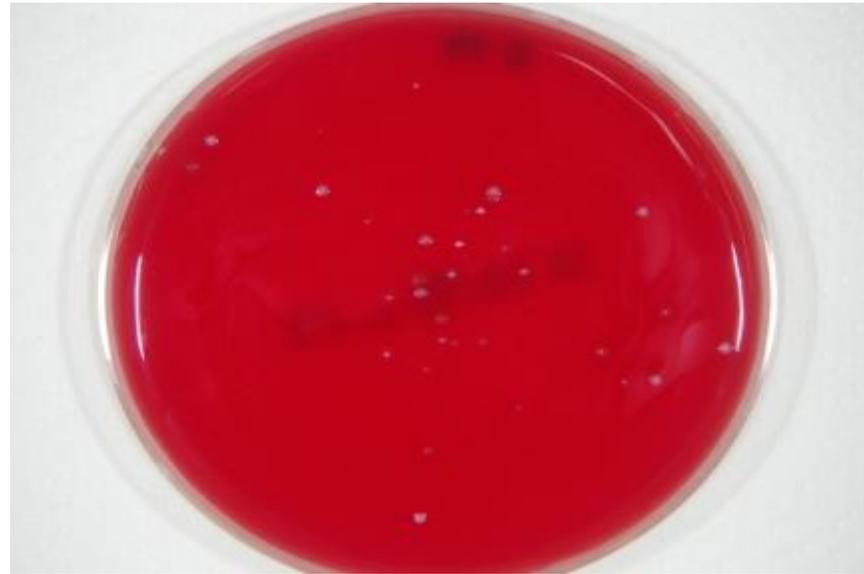
洗口剤による口腔細菌の減少

14

唾液1mlを採取、100倍に希釈し、血液寒天培地で37°C、24時間培養。
次にイソジンにて30秒間洗口後、唾液を採取同様に培養。



洗口前



洗口後

医療安全全国フォーラム2013 片山繁樹

(神奈川歯科大学・伊藤由美博士提供)

おわりに

原発事故・食品（食材）偽装など、多くの企業が安全対策を軽視して企業の存亡にかかわる問題になっているが、「**安全は健全経営の第一歩**」である。

小規模な無床歯科診療所においても、安心して受診していただくための「**医療安全管理ならびに感染予防対策**」をさらに徹底していかなければならない。